

# 坂戸市地域 循環型社会形成推進地域計画

坂戸市

平成 25 年 1 月 9 日

平成 28 年 1 月 12 日 改定

平成 28 年 12 月 12 日 改定

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	5
3	施策の内容	9
4	計画のフォローアップと事後評価	18
	様式 1～3	19
	参考資料様式 2、5、6	23
	添付資料 1～5	27

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

◇ 構成市町村名 坂戸市

◇ 面積 40.97 km<sup>2</sup>

◇ 人口 101,222 人（平成 23 年 10 月 1 日現在）

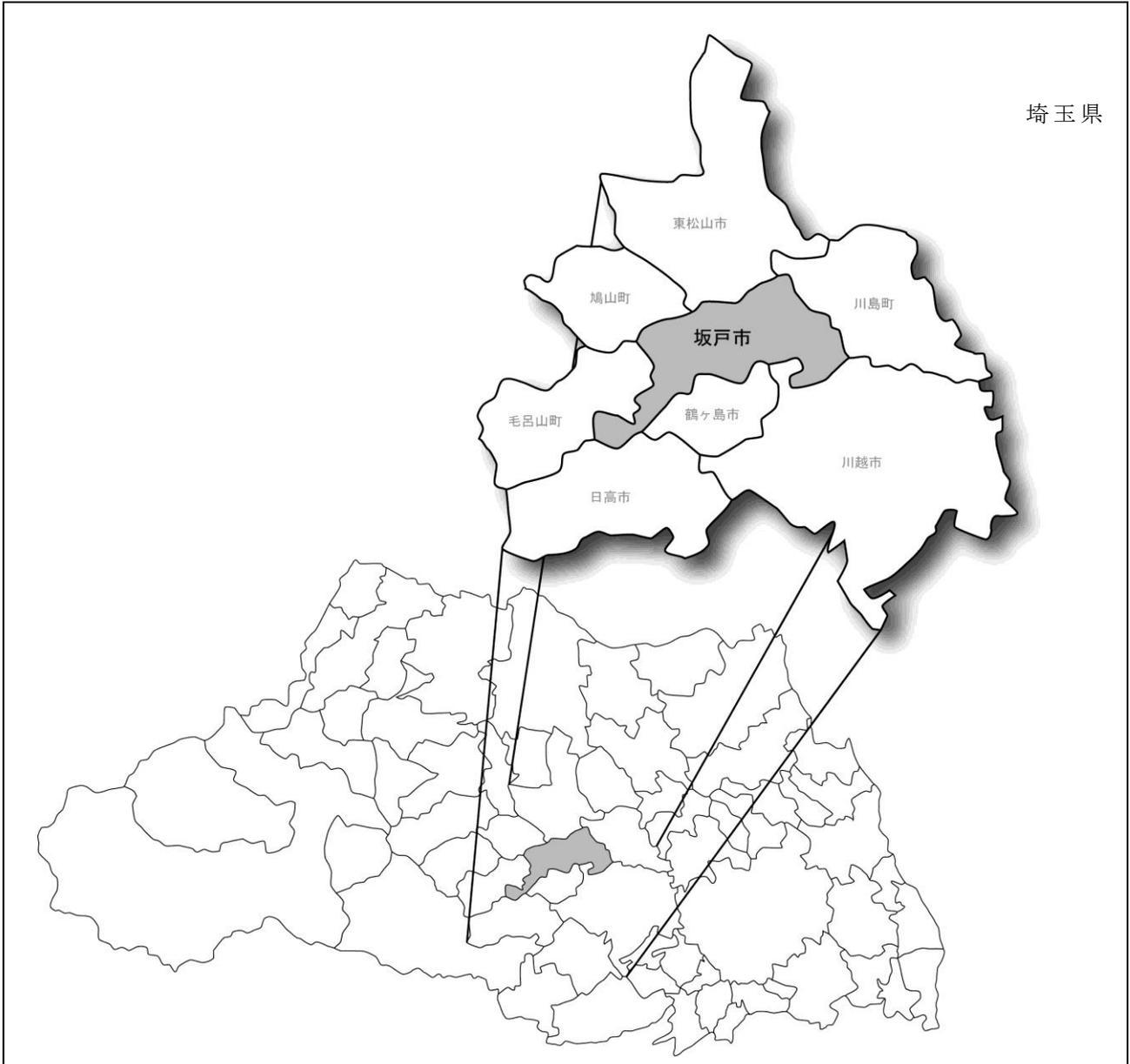


図 1 対象地域図

参考として、添付資料 1 の図 1 (P27) に関係施設の位置図を添付します。

## (2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

## (3) 基本的な方向

対象地域は、埼玉県のほぼ中央に位置し、東西が 12.7km、南北が 9.3km、面積は 40.97km<sup>2</sup>となっています。地勢はおおむね平坦であり、秩父山系から清流として知られる高麗川が南西から東へ流れています。西部には秩父山系の先端が伸びて市の平野部の間に突出し、その先端は城山（海拔 113.4m）となっています。この丘陵を背にして高麗川が東へ流れ、北部で越辺川と合流した後に南下し、さらに市の東端で入間川に合流して荒川に流入しています。市内に残る緑地とともに良好な水辺空間は、豊かな自然環境として今後も守り続けていく予定です。

家庭系廃棄物については、平成 18 年度から平成 22 年度までは排出量が減少傾向を示していましたが、平成 23 年度は増加傾向に転じています。循環型社会を構築するため、さらなる発生抑制や再利用、資源化を推進し、循環型社会にふさわしい 4R【Refuse/リフューズ(過剰包装・レジ袋を断る)・Reduce/リデュース(減らす)・Reuse/リユース(再利用する)・Recycle/リサイクル(再資源化する)】・処理システムの構築を目指します。

事業系廃棄物については、平成 21 年度までは排出量が減少傾向を示していましたが、平成 21 年度から平成 23 年度まではほぼ横ばいです。したがって、今後も事業系ごみ減量に向けた対応を検討する必要があります。

ごみ処理の施設状況としては、現在本地域内には、2 つの清掃センター、1 つの最終処分場があり、民間処理施設も活用しながら、ごみの適正処理を行っています。この中で、特に焼却施設は 2 施設有していますが、ごみの一定の減量効果等もあり平成 18 年 4 月に 1 施設（東清掃センター）を休止し、1 施設（西清掃センター）での焼却処理を行っています。しかし、この施設も稼働後、長い年月が経過してきているため、今後の対応が求められています。

そこで、本地域においてはこの施設を長寿命化する方針とし、各種事業を実施している状況です。

生活排水に関する現状として、これまでの河川水質調査においては、比較的良好な結果が得られていますが、生活雑排水による汚濁負荷を更に削減する必要があります。そのため、下水道等の整備対象区域外については、合併処理浄化槽の整備を進めます。

#### (4) 広域化の検討状況

「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」では、県内を 21 ブロックに区割りし、本地域は「ブロック 13」として位置付けされ、坂戸市、埼玉西部環境保全組合（鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町）におけるごみ処理の広域化を推進するよう示されています。

現在は、坂戸市、埼玉西部環境保全組合それぞれで焼却施設を有しているなど、ブロック 13 としての具体的な広域化の検討は行っていませんが、今後の自治体の状況や施設の稼動状況等を考慮しながら判断していくものとします。



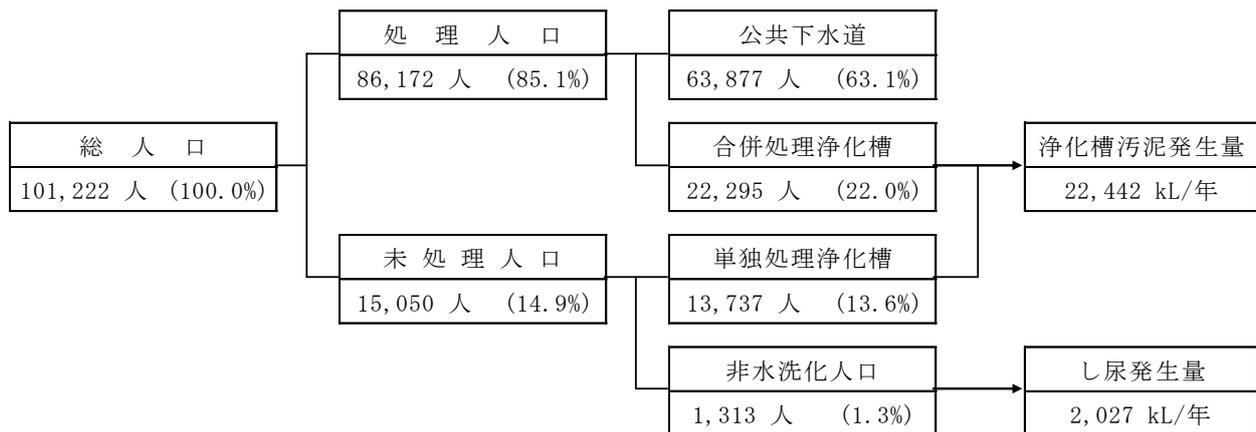


図 3 生活排水処理の処理状況フロー（平成 23 年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組みます。平成30年度の目標達成時の一般廃棄物の排出、処理状況は図4のようになります。

参考として、添付資料2(P28)に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成23年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)
排出量	事業系 総排出量	4,929 トン	4,426 トン ( -10.2 %)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.4 トン/事業所	1.2 トン/事業所 ( -14.3 %)
	家庭系 総排出量	24,145 トン	22,166 トン ( -8.2 %)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	189 kg/人	163 kg/人 ( -13.8 %)
合計	排出量合計	29,074 トン	26,592 トン ( -8.5 %)
再生利用量	直接資源化量	4,659 トン ( 16.0 %)	5,026 トン ( 18.9 %)
	総資源化量	9,330 トン ( 30.4 %)	8,891 トン ( 32.1 %)
	熱回収量(年間の発電電力量)	0 MWh	550 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	19,543 トン ( 67.2 %)	17,314 トン ( 65.1 %)
最終処分量	埋立最終処分量	1,802 トン ( 6.2 %)	1,518 トン ( 5.7 %)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合、ただし、総資源化量のみ排出量と集団回収量の合計に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量 : 事業系、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(資源集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再生利用量 : 資源集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]

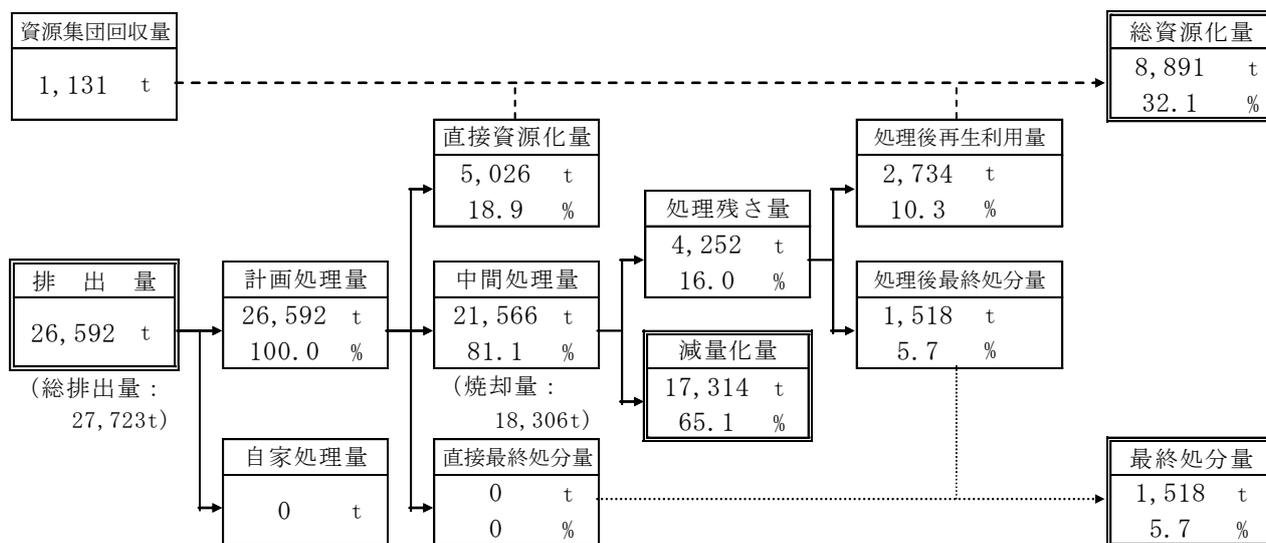


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

#### (4) 生活排水処理の目標

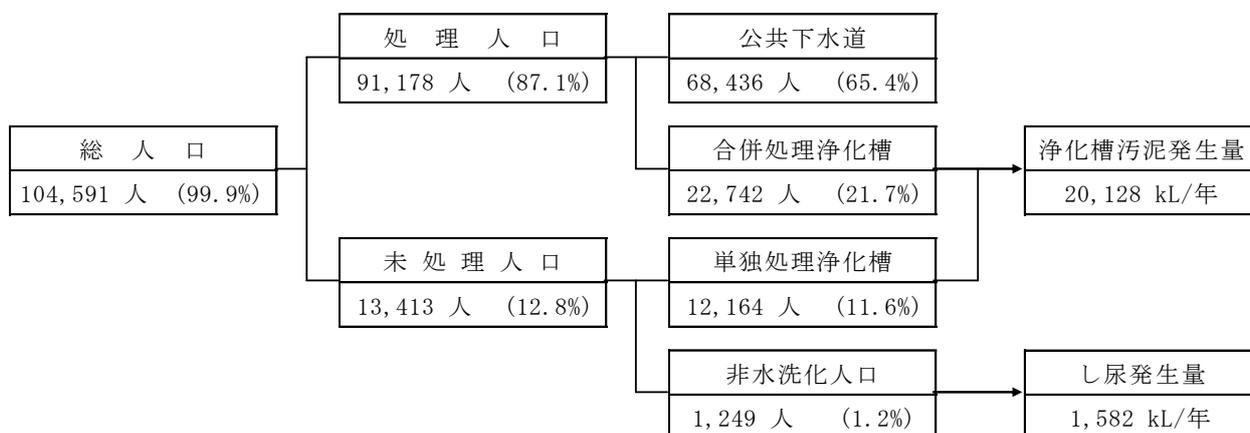
本市では、表 2 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。平成 30 年度の目標達成時の生活排水処理状況は図 5 のとおりです。

参考として添付資料 3 (P29) に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付します。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績		平成30年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	63,877 人	63.1%	68,436 人	65.4%
	合併処理浄化槽	22,295 人	22.0%	22,742 人	21.7%
	未処理人口	15,050 人	14.9%	13,413 人	12.8%
	合計	101,222 人	100.0%	104,591 人	99.9%
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,027 kL		1,582 kL	
	浄化槽汚泥量	22,442 kL		20,128 kL	
	合計	24,469 kL		21,710 kL	

※平成30年度の割合の合計は、端数調整の関係で100%とならない。



※割合の合計は、端数調整の関係で100%とならない。

図 5 生活排水処理の処理状況フロー（平成 30 年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 市指定ごみ袋制度導入及びごみの有料化の検討

本地域では、平成 10 年度にごみ袋の透明、半透明化を実施しています。さらに、市民の皆さんが各家庭でごみ箱やごみ袋に入れる段階で分別に対する意識を高めってもらうため、平成 16 年度には袋に色、活字、イラストを入れ、坂戸市オリジナルのものとして作成した坂戸市指定袋を導入しています。

有料化については、今後、制度導入の必要性を検討し、必要な対策を行うこととしています。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成の推進

- ① ごみ問題や環境に関するパンフレット等の作成、出前講座を開催することで、小学生や一般市民に対する環境教育を実施しています。

本地域では、平成 16 年度から、学校・教育委員会と協力して、坂戸市オリジナル授業「坂戸市環境教育プログラム」を展開し、将来を担う子どもたちへの環境教育・環境学習を推進しています。また、平成 17 年度からは、幼稚園や保育園の幼児や小学校低学年を対象として「環境紙芝居」により、更なる環境教育の推進を目指しています。

- ② 環境学習施設の環境学館いずみでは、小学校の給食から出る廃食油を活用した粉石けん作りや古布を使った布ぞうり作り、古紙のクラフトハンドを使った買い物かご作りなど様々なリサイクルの講座や生ごみ処理用のぼかしの作り方の講座を行っています。

また、粗大ごみとして家庭から出された家具類のうち、再使用できるものを手直しし、環境学館いずみで年 3 回展示販売を行っています。

- ③ 本地域には、ごみの減量化や資源化を総合的に審議し、実施していく機関として「廃棄物減量等推進審議会」があります。今後も、この審議会を活用しながら、市民・行政・事業者の三者協働にて、ごみの減量化、資源化を進めていきます。
- ④ 本地域では、自家処理するための家庭用生ごみ処理器（機）等の購入に対して補助を行っており、排出抑制効果も一定程度発揮されています。また、大型生ごみ処理機による地域型の生ごみリサイクル事業をモデル的に実施し、生ごみの減量化と堆肥化を推進しています。今後もこれらの施策の普及に努め、家庭系生ごみの排出抑制を更に推進していきます。

##### ウ マイバック運動・レジ袋対策

本地域では、平成 19 年度から 23 年度まで「レジ袋ゼロ運動」を実施し、買い物の際にはマイバッグを持参するなど、ごみとなるものを買わない、受け取らないように働きかけてきました。また、マイバッグの奨励によるレジ袋の削減等環境に優しい事

業活動を積極的に行っています。

## エ ごみ減量化対策事業

### ① 資源集団回収報償事業

日常生活から発生する再利用できる資源を回収する団体に報償金を交付し、ごみの減量と資源再利用を推進しています。

### ② 家庭用生ごみ処理器等購入補助事業

生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理器（機）を購入する市民に対し、購入費の一部を補助しています。（電気式等生ごみ処理機・コンポスト型・EM容器）

また、手作り生ごみ処理器の普及・啓発のため、フリーマーケット等のイベント会場において、手作り生ごみ処理器と作成方法を示したパネル等を展示し、普及・啓発を図っています。

### ③ 4R 推進事業

#### (a) エコショップ認定制度

消費者と事業者及び行政が一体となっごみ減量・リサイクルの推進を図るため、ごみの減量化及びリサイクルを積極的に取り組む市内の小売店をエコショップとして認定し、広く市民に周知しています。

#### (b) ごみ減量キャンペーン

廃棄物量の更なる減量化を図るため、坂戸市エコショップの店頭において、ごみの発生・排出抑制の啓発用品の配布及び情報提供を行っています。

#### (c) パネル・リサイクル品等の展示

市内の小・中学校にごみ減量を啓発するパネルや資源再利用品、エコマーク商品等を展示することにより、ごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図っています。また、環境学館いずみ展示室にごみ減量・リサイクルに関するパネル等を常時展示し、市民へ啓発を行っています。

#### (d) ごみ減量学習会・ごみに関する懇談会・紙芝居

ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、ごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図るため、小中学校・集会所等で実施しています。また、幼児向けの「ごみ分別・ごみ減量紙芝居」もボランティア団体と一緒にイベント会場や保育園等で実施しています。

#### (e) イベント参加

ごみの発生・排出抑制を広く市民に呼びかけるため、地域イベントに参加して、せん定枝チップ機やパネルの展示、ごみ減量、リサイクルの啓発活動を実施しています。

#### (f) イベント用食器の貸出し

各種イベントで発生する使い捨て容器を抑制するため、洗って繰り返し使用できる食器類の貸出しを行い、ごみの減量化を図っています。

(g) 古本市

リユース（再利用・再使用）を実践してもらうため、家庭等で不要となった本を希望者に提供する場として、古本市を開催しています。

④ せん定枝チップ機貸出事業

家庭から出るせん定枝の自家処理を推進するため、平成 18 年度よりチップ機（大型・中型・小型の 3 種類）の貸出事業を実施しています。

⑤ ごみ減量実践モデル地区指定事業

ごみの減量化を継続するため、区・自治会を 3 か月間モデル地区として指定し、ごみ・資源物の分別ルールを徹底することにより、更なるごみ減量とリサイクルの推進を図っています。

**オ 直接搬入ごみ処理手数料の見直しの検討**

資源紙・資源布を除く家庭系ごみを直接搬入する場合は、50kg まで無料、50kg を超える分は 100 円/10kg の手数料となっています。

今後、費用負担の公平化及びごみ減量意識の高揚等を図るため、必要に応じて手数料を見直します。

**カ 生活雑排水対策に関する普及啓発**

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次のような対策の推進を図ります。

- ・ 水切り袋使用、廃油回収等の排出抑制対策の推進
- ・ 広報誌・ホームページ・チラシ配布等による広報活動の実施

**キ 浄化槽の適正な維持管理の指導**

浄化槽の維持管理については、保守点検、清掃、法定検査が法律で義務付けられており、坂戸市では、法定検査について手数料の一部を補助する「浄化槽水質検査手数料補助制度」を設けています。

今後も、家庭等に設置されている浄化槽の保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を適正に実施するよう、指導・啓発を行っていきます。

**ク 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進**

現在使用されている単独処理浄化槽に対し、汚濁負荷の低減を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。転換により 10 人槽以下の浄化槽を設置するにあたり、今まで使用していた単独処理浄化槽等を撤去する場合、費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

これらの実施に向け、広報誌・ホームページ等により市民へ周知を図っていきます。

## (2) 処理体制

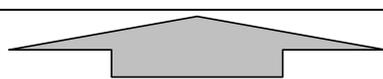
### ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法の現状と今後を表 3 に示します。また、区分された廃棄物の詳細内容及び現有施設の概要を添付資料 4 (P30～31) に示します。現段階においては、将来も現行のごみ分別区分を基本としますが、今後は関係法令の改正や市民要望を踏まえ、以下の検討を行います。

- ①分別区分の最適化
- ②効率的な収集運搬体制の構築
- ③戸別収集の検討
- ④高齢者・障害者への支援

表 3 本地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (平成23年度)		今後 (平成30年度)							
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)		
資源物 (6種10分別)	資源プラスチック	民間施設(委託)	1,462	資源プラスチック	選別	民間施設(委託)	1,516		
	資源カン		1,068					資源カン	1,028
	資源ビン		336					資源ビン	317
	資源ペットボトル		1,897					資源ペットボトル	1,978
	新聞		リサイクル					売却	287
	雑誌								
	段ボール								
	紙パック								
	古着		資源布					民間施設(委託)	14,100
	古布								
ごみ (5種5分別)	燃やせるごみ	坂戸市西清掃センター	16,381	燃やせるごみ	(熱回収)	(焼却残さ)民間施設(委託)	14,100		
	燃やさないごみ	坂戸市東清掃センター(粗大ごみ処理施設)	1,607	燃やさないごみ	選別	坂戸市東清掃センター(粗大ごみ処理施設)	1,404		
	粗大ごみ			1,126				粗大ごみ	1,492
	廃乾電池、ライター			民間施設(委託)				44	
	蛍光管類	44							



## イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、直近では平成 15 年 4 月に 200 円/10kg、平成 22 年 10 月に 230 円/10kg と直接搬入ごみ処理手数料の見直しを行い、料金の値上げを実施しました。

今後の事業系ごみの処理体制は現行通りを基本としますが、景気の回復が見られる時には事業系ごみ量の増加も考えられるため、一層の減量化、資源化を事業者に求めると共に、自己処理責任の遵守も求めます。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は行われていませんが、今後は状況に応じて適宜対応を検討します。

## エ 生活排水処理体制の現状と今後

現在、本地域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合（構成市町：坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町）のし尿処理施設で広域処理を行っています。

生活排水の処理については、上記の処理体制を引き続き行っていくとともに、下水道が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

## オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

### 【一般廃棄物等の処理について】

- ◇市民及び事業者に対し、減量化・資源化等についての様々な施策を推進していきます。
- ◇平成 28 年度までに坂戸市西清掃センターの基幹的設備改良事業を実施し、施設の延命化及びエネルギーの高効率回収、二酸化炭素削減を図ります。

### 【生活排水処理について】

- ◇生活排水対策に関する普及啓発を推進します。
- ◇単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ◇本地域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、引き続き坂戸地区衛生組合のし尿処理施設で適正処理を行います。
- ◇下水道が整備されていない人口散在地域等（坂戸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の対象となる地域）で合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な処理施設の整備（基幹的設備改良）を行います。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	焼却施設	廃棄物処理施設（坂戸市西清掃センター）の基幹的設備改良事業	80 t/日	坂戸市	H26年度～ H28年度

（整備理由）

事業番号1 施設の延命化及びエネルギーの高効率回収、二酸化炭素削減

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行います。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	整備施設種類	整備済基数（基）の累計 （平成27年度末）	整備計画基数 （基）	整備計画人口 （人）	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	1,776	194	667	H25年度～ H29年度
合計		1,776	194	667	

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備（基幹的設備改良）のため、表6のとおり計画支援等を行います。

表6 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	廃棄物処理施設（坂戸市西清掃センター）の基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る発注仕様書作成等支援事業	発注仕様書作成等	H25年度～ H26年度

#### (5) 廃棄物処理施設の長寿命化計画策定支援事業

(3)の施設整備（基幹的設備改良）に向け、表7のとおり長寿命化計画策定等に係る事業を行います。

表7 長寿命化計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3	廃棄物処理施設（坂戸市西清掃センター）の長寿命化計画策定等	長寿命化計画の策定及び調査	H25年度

#### (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

##### ア 再生利用品の需要拡大事業

環境学館いずみでは、「リサイクルコーナー」があり、譲りたい品等の登録状況がわかります。また、リサイクル家具等の販売も行っています。

さらに、資源紙のリユース（再利用・再使用）を推進するため、『古本市』を開催しており、今後もこのような再生利用品の需要拡大事業を進めます。

##### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

本地域では、廃家電の適正な処理について、広報等にて市民に対して周知を図っていますが、依然として、集積所に排出する市民も存在します。その場合には、収集せず適正な排出を促す貼紙をするなどして、持ち帰りを促しています。

今後も、廃家電の適正なリサイクルに向けて、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行います。

## ウ 使用済小型電子機器等の再資源化への対応

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき新たなリサイクルシステムを構築するため、回収方法等を検討し、リサイクルを推進します。

## エ 不法投棄対策

坂戸市では、不法投棄・違法行為を防止するため、定期的な監視パトロールを実施するとともに、未然・再発防止対策として特別監視地域の6ヶ所に監視カメラを設置しています。

また、埼玉県では平成15年度から県内を自動車で巡回する民間企業等と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、早期発見を図っています。

これらの実施により、不法投棄対策を推進します。

## オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本地域では、平成20年8月に「災害廃棄物処理計画」を策定しています。今後は、東日本大震災の経験も踏まえながら、この計画に沿った対策を実施します。

具体的には、災害時の廃棄物処理対策、不法投棄ごみ対策及び適正処理困難物対策を進めます。また、長期的な視点に立ち、県や関係市町と連携して、焼却、資源化及び最終処分を含めた広域ごみ処理体制の構築を目指します。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させます。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 25 年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	坂戸市	(2) 地域内人口	101,222 人	(3) 地域内面積	40.97 k m <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	坂戸市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立年月日：				

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状								目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成30年度		
排出量	事業系 総排出量 (トン)	5,495	5,224	4,903	4,906	4,929		4,426 ( -10.2 %)		
	1事業所あたりの排出量 (トン/事業所)	1.6	1.6	1.4	1.4	1.4		1.2 ( -14.3 %)		
	家庭系 総排出量 (トン)	25,840	25,171	24,365	23,807	24,145		22,166 ( -8.2 %)		
	1人あたりの排出量 (kg/人)	198	195	188	185	189		163 ( -13.8 %)		
再生利用量	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	31,335	30,395	29,268	28,713	29,074		26,592 ( -8.5 %)		
	直接資源化量	5,930 (18.9%)	5,413 (17.8%)	5,191 (17.7%)	4,696 (16.4%)	4,659 (16.0%)		5,026 ( 18.9 %)		
	総資源化量	10,743 (32.5%)	9,897 (31.0%)	9,597 (31.3%)	9,113 (30.2%)	9,330 (30.4%)		8,891 ( 32.1 %)		
中間処理による減量化量	熱回収量 (年間の発電力量 MWh)	0	0	0	0	0		550		
	減量化量 (中間処理後の差 トン)	20,248 (64.6%)	20,156 (66.3%)	19,657 (67.2%)	19,287 (67.2%)	19,543 (67.2%)		17,314 ( 65.1 %)		
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	2,074 (6.6%)	1,842 (6.1%)	1,431 (4.9%)	1,733 (6.0%)	1,802 (6.2%)		1,518 ( 5.7 %)		

※添付資料2(P28)に指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付した。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定日	更新理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力	
焼却施設	坂戸市	焼却	有	80 t / 24h	平成6年7月	平成29年4月	施設老朽化	ストーカ式 (全連続燃焼方式)	平成29年3月	80 t / 日	基幹的改良事業
焼却施設	坂戸市	焼却	有	70 t / 5h	昭和62年3月	未定					平成18年4月より休止
粗ごみ処理施設	坂戸市	破碎・選別・保管	有	40 t / 5h	昭和57年3月	未定					
プラスチック減容化施設	坂戸市	選別・圧縮・保管	無	15 t / 5h	昭和61年10月	未定					平成16年4月より休止
最終処分場	坂戸市	管理型処分場	有	205,082m <sup>3</sup>	平成5年3月	未定					
し尿処理施設	坂戸地区衛生組合	標準脱窒素処理方式、高度処理	有	400 k L / 日	昭和47年5月	未定					

※添付資料5の図1 (P32) に施設の状況 (現況・予定) を地図上に示したものを添付した。

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総人口		100,130	100,602	101,097	101,246	101,222	104,591
下水道		59,942	62,020	63,631	63,898	63,877	68,436
汚水衛生処理人口		59.9%	61.6%	62.9%	63.1%	63.1%	65.4%
合併処理浄化槽		20,958	21,208	21,733	22,028	22,295	22,742
汚水衛生処理人口		20.9%	21.1%	21.5%	21.8%	22.0%	21.7%
未処理人口		19,230	17,374	15,733	15,320	15,050	13,413

※添付資料3の図1 (P29) に指標と人口との要因に関するトレンドグラフを添付した。

5. 浄化槽の整備の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容 (平成23年度未までの累計)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	坂戸市	1,625	6,482	平成29年度	194	667	平成29年	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 25 年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考
					開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度			
○熱回収等に関する事業							2,611,442	0	67,050	1,284,053	1,260,339	0	2,034,041	0	62,022	991,220	980,799	0	
	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の基幹的設備改良事業	1	坂戸市	80 t/日	H26	H28	2,611,442	0	67,050	1,284,053	1,260,339	0	2,034,041	0	62,022	991,220	980,799	0	
○浄化槽に関する事業																			
	浄化槽設置整備	2	坂戸市	194 基	H25	H29	47,614	7,938	7,848	8,454	10,926	12,448	47,614	7,938	7,848	8,454	10,926	12,448	
○施設整備に関する計画支援に関する事業																			
	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の基幹的設備改良事業に係る計画支援	31	坂戸市		H25	H26	12,065	0	12,065	0	0	0	12,065	0	12,065	0	0	0	
○廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業																			
	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の長寿命化計画策定支援事業	3	坂戸市		H25	H25	11,905	11,905	0	0	0	0	11,905	11,905	0	0	0	0	
合計							2,683,026	19,843	86,963	1,292,507	1,271,265	12,448	2,105,625	19,843	81,935	999,674	991,725	12,448	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	市指定ごみ袋制度導入及び有料化の検討	市指定ごみ袋制度は導入済である。有料化については、今後、制度導入の必要性を検討し、必要な対策を行う。	坂戸市	H25年度	H29年度		市指定ごみ袋制度導入及び有料化の検討					
	12	環境教育、普及啓発、助成の推進	減量化の普及啓発、審議会での検討、生ごみ処理機等の助成制度、イベント時の容器貸し出しの対応等を推進する。	坂戸市	H25年度	H29年度		環境教育、普及啓発、助成の推進					
	13	マイバック運動・レジ袋対策	「レジ袋の削減」、「坂戸市エコショップ認定制度」等の推進により、対策を行う。	坂戸市	H25年度	H29年度		マイバック運動・レジ袋対策					
	14	ごみ減量化対策事業	家庭用生ごみ処理器等購入補助事業等、4R推進事業、せん定枝チップ機貸出事業、ごみ減量実践モデル地区指定事業を実施する。	坂戸市	H25年度	H29年度		ごみ減量化対策事業の実施					
	15	直接搬入ごみ処理手数料の見直しの検討	費用負担の公平化及びごみ減量意識の高揚等を図るため、必要に応じて手数料を見直す。	坂戸市	H25年度	H29年度		直接搬入ごみ処理手数料の見直しの検討					
	16	生活雑排水対策に関する普及啓発	水切り袋の使用等、生活雑排水対策に関する普及啓発を行う。	坂戸市	H25年度	H29年度		普及啓発の実施					
	17	浄化槽の適正な維持管理の指導	浄化槽の維持管理について、保守点検等の維持管理を適正に実施するよう指導する。	坂戸市	H25年度	H29年度		浄化槽の適正な維持管理の指導					
	18	単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進	合併処理浄化槽の普及及び単独処理浄化槽の合併処理への転換を促進する。	坂戸市	H25年度	H29年度		合併処理浄化槽への転換促進					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭系ごみの処理体制	将来も現行のごみ分別区分を基本とするが、関係法令の改正や市民要望を踏まえ、各種検討を行う。	坂戸市	H25年度	H29年度		関係法令改正や市民要望を踏まえた各種検討					
	22	事業系ごみの処理体制	将来も現行の受入体制を基本とするが、減量化・資源化の推進、自己処理責任の遵守を求める。	坂戸市	H25年度	H29年度		減量化・資源化の推進、自己処理責任の遵守					
処理施設の整備に関するもの	1	坂戸市西清掃センターの基幹的設備改良事業	坂戸市西清掃センターの基幹的設備改良事業を行い、施設の延命化及びエネルギーの高効率回収、二酸化炭素削減を図る。	坂戸市	H26年度	H28年度	○	基幹的設備改良工事					3ヵ年工事 関連事業 31
	2	浄化槽整備	合併処理浄化槽を整備し、衛生的な循環水処理システムを推進する。	坂戸市	H25年度	H29年度	○	整備・設置					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1)に係る発注仕様書作成等支援事業	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)基幹的設備改良工事の発注仕様書作成等支援を行う。	坂戸市	H25年度	H26年度	○	発注仕様書作成等					関連事業 1
長寿命化計画策定に関するもの	3	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の長寿命化計画策定事業	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の長寿命化計画等を策定する。	坂戸市	H25年度	H25年度	○	長寿命化計画策定及び調査					
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	環境学館いずみの利用促進や、古本市の開催等により需要拡大を図る。	坂戸市	H25年度	H29年度		再生利用品の需要拡大事業					
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。	坂戸市	H25年度	H29年度		普及啓発					
	43	使用済小型電子機器等の再資源化への対応	使用済小型電子機器等の取方法等を検討し、リサイクルを推進する。	坂戸市	H25年度	H29年度		回収方法等の検討、リサイクルの推進					
	44	不法投棄対策	不法投棄の情報提供・早期発見、意識啓発を行う。	坂戸市	H25年度	H29年度		情報提供・早期発見、意識啓発					
	45	災害時の廃棄物処理	災害時に発生する廃棄物について、関係市町で協力体制を構築する。	坂戸市	H25年度	H29年度		災害時におけるごみ処理・生活排水処理体制の					

## 施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	坂戸市
(2) 施設名称	坂戸市西清掃センター
(3) 工期	平成26年度から平成28年度
(4) 施設規模	処理能力 80t/日
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式(全連続燃焼方式)
(6) 余熱利用の計画	1.発電の有無 有 ( 発電効率 未定 ) 2.熱回収の有無 有 ( 熱回収率 未定 )
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業により施設の延命化及びエネルギーの高効率化、二酸化炭素削減(二酸化炭素削減率32.0%)
(8) 廃焼却施設の解体工事の有無	無
(9) スラグの利用計画	—
(10) 事業計画額	3,139,500千円

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	坂戸市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>(目的) 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備する浄化槽の種類 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットル中20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものであって、かつ、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するもののうち、環境配慮型浄化槽の性能要件を満たしているもの。 ただし、本市では、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽の整備を図っていく。</li> <li>・整備規模等 10人槽以下の浄化槽 194基</li> </ul>
(4) 事業期間	平成 25 年度～平成 29 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により事業計画が定められた区域及び地域し尿処理施設等の生活排水処理計画を有する区域を除く市全域で、水道水源の流域、水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域。
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 47,614千円 (以下の事業を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 12,448千円</li> <li>・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円</li> </ul>

○交付金対象となる浄化槽の整備規模及び交付対象事業費(内訳)

## 設置費

(千円)

人槽区分	交付対象基数 (667人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	130基 (390人分)	48基	26,232	26,232	26,232
6～7人槽	59基 (247人分)	35基	18,450	18,450	18,450
8～10人槽	5基 (30人分)	2基	1,332	1,332	1,332
合計	194 (667人分)	85	46,014	46,014	46,014

## 撤去費

人槽区分	交付対象基数		基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	11基		880	880	880
6～7人槽	8基		640	640	640
8～10人槽	1基		80	80	80
合計	20基		1,600	1,600	1,600

## 計画支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	坂戸市
(2) 事業目的	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の基幹的設備改良事業のため
(3) 事業名称	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る発注仕様書作成等支援事業
(4) 事業期間	H25年度からH26年度
(5) 事業概要	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の基幹的設備改良工事の発注仕様書作成等を行う。
(6) 事業計画額	12,065千円

## 長寿命化計画策定支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	坂戸市
(2) 事業目的	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の延命化のための計画的な基幹的設備改良に資するため
(3) 事業名称	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の長寿命化計画策定事業
(4) 事業期間	H25年度
(5) 事業概要	廃棄物処理施設(坂戸市西清掃センター)の長寿命化計画の策定及び調査を実施する。
(6) 事業計画額	11,905千円

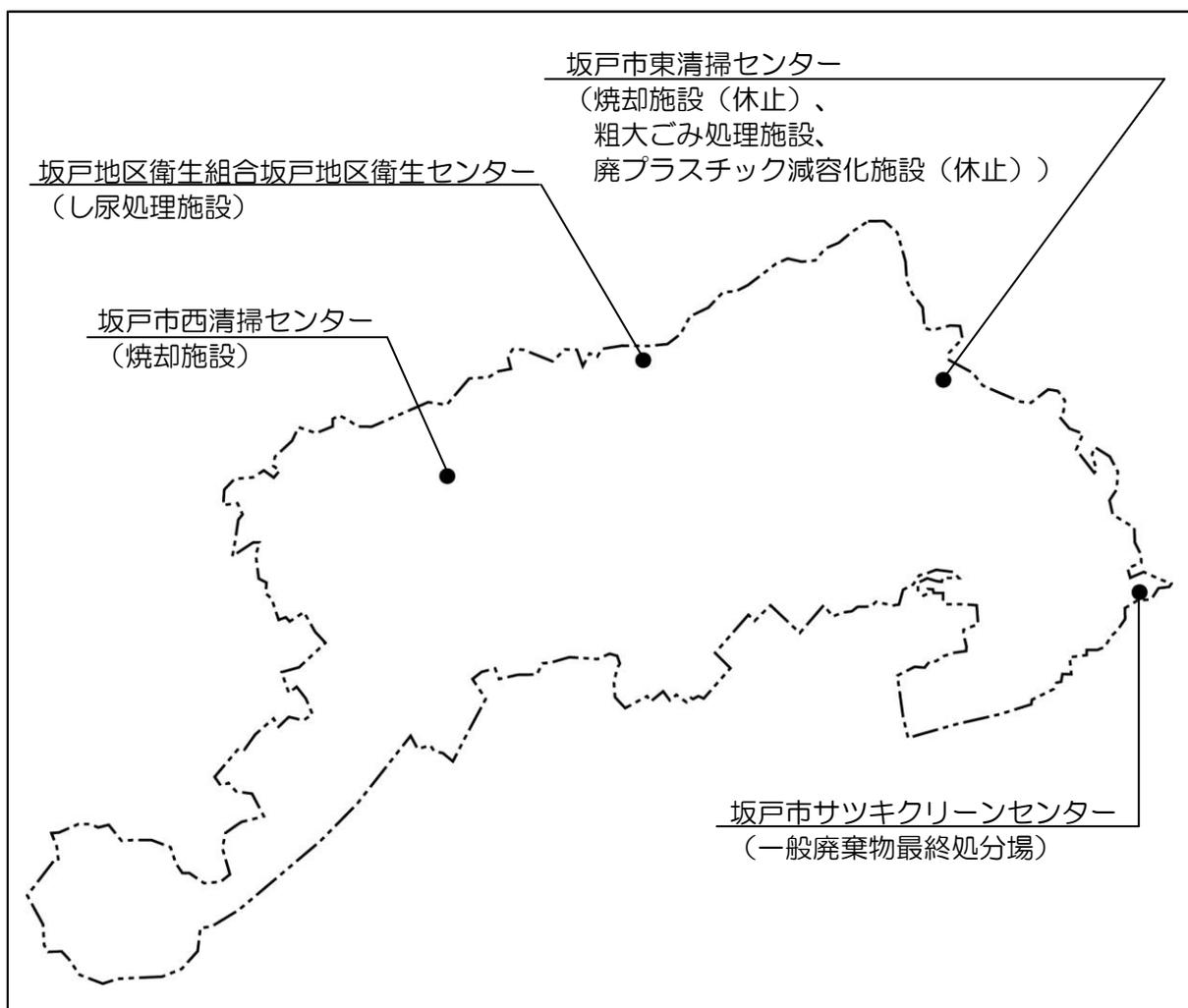
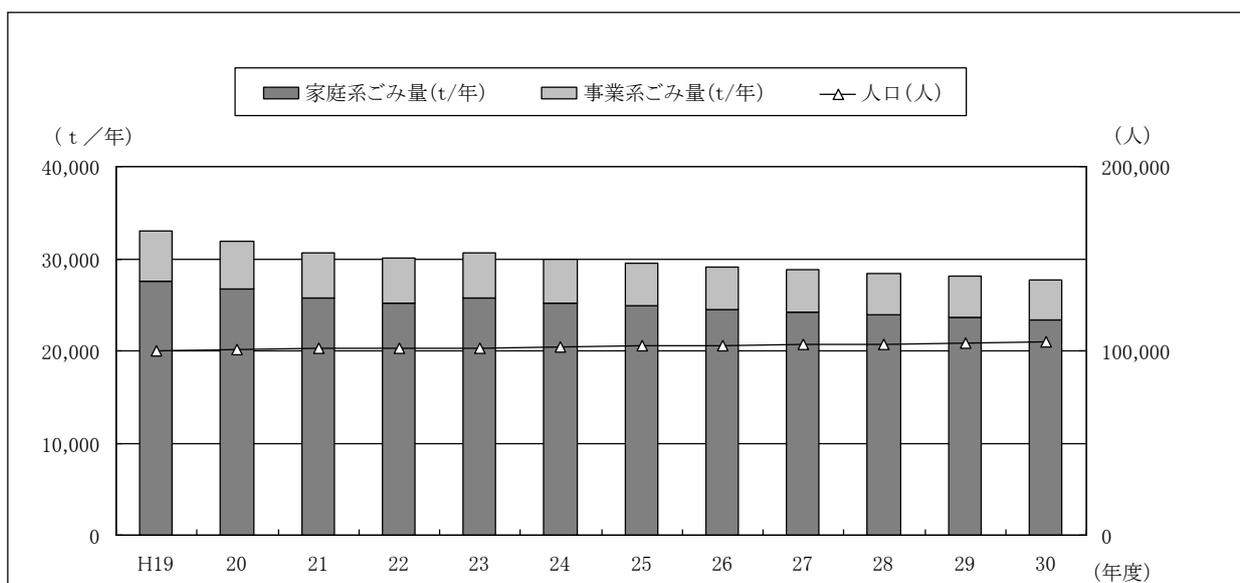


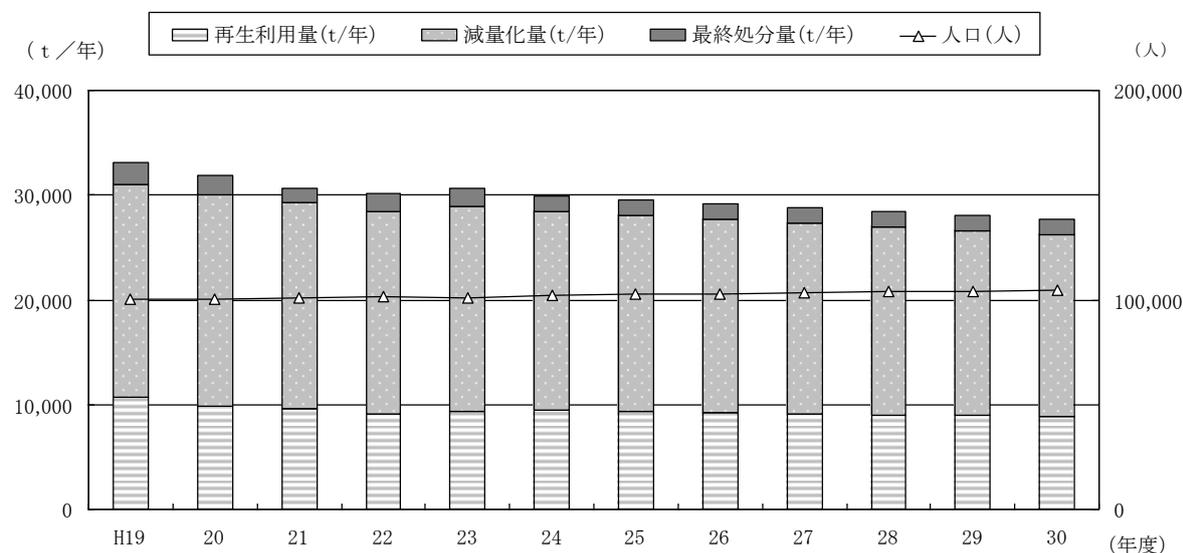
図 1 関係施設の位置図(ごみ処理、し尿処理)



※平成23年度以前は現状、24年度以後は目標

区分	年度	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人口(人)		100,130	100,602	101,097	101,246	101,222	102,200	102,594	102,991	103,388	103,788	104,188	104,591
総排出量(t/年)		33,065	31,895	30,685	30,133	30,675	29,938	29,535	29,150	28,778	28,418	28,067	27,723
家庭系ごみ量(t/年)		27,570	26,671	25,782	25,227	25,746	25,168	24,837	24,517	24,204	23,897	23,595	23,297
事業系ごみ量(t/年)		5,495	5,224	4,903	4,906	4,929	4,770	4,698	4,633	4,574	4,521	4,472	4,426

※家庭系ごみ量には資源集団回収量を含む。



※平成23年度以前は現状、24年度以後は目標

区分	年度	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人口(人)		100,130	100,602	101,097	101,246	101,222	102,200	102,594	102,991	103,388	103,788	104,188	104,591
総排出量(t/年)		33,065	31,895	30,685	30,133	30,675	29,938	29,535	29,150	28,778	28,418	28,067	27,723
再生利用量(t/年)		10,743	9,897	9,597	9,113	9,330	9,437	9,317	9,212	9,118	9,035	8,961	8,891
減量化量(t/年)		20,248	20,156	19,657	19,287	19,543	19,032	18,740	18,452	18,165	17,881	17,597	17,314
最終処分量(t/年)		2,074	1,842	1,431	1,733	1,802	1,470	1,478	1,486	1,494	1,502	1,510	1,518

図 1 指標と人口との要因に関するトレンドグラフ（ごみ処理）

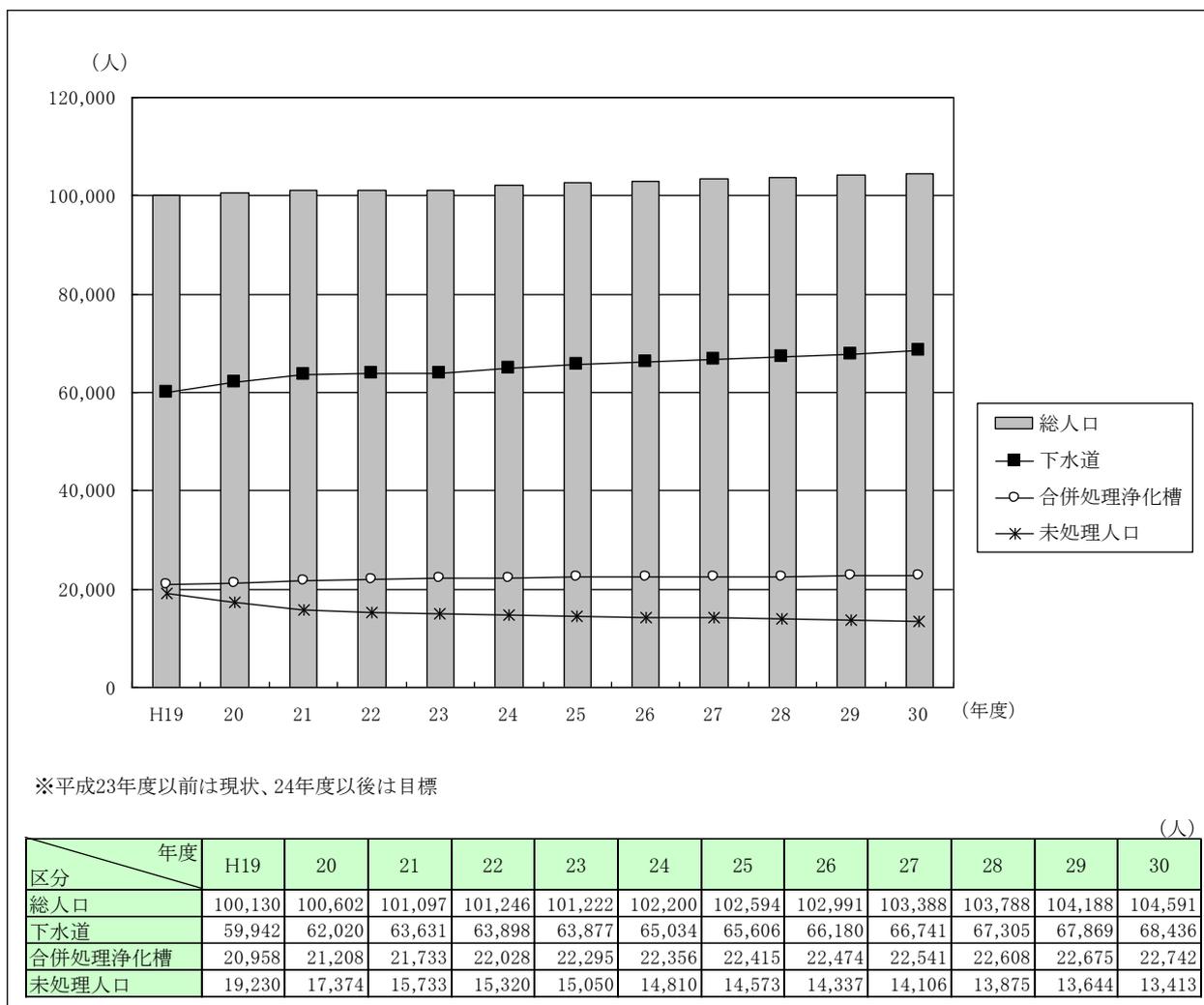


図 1 指標と人口との要因に関するトレンドグラフ（生活排水処理）

表 1 本地域の家庭ごみの詳細分別区分の現状と今後

現状(平成23年度)		今後(平成30年度)		
分別区分	内容	分別区分	内容	
資源物 (6種10分別)	資源プラスチック	資源プラスチック	商品を入れたり、包んだりしたプラスチック製の容器や包装物でお菓子の袋やカップ麺・シヤンプーなどの容器類	
	資源カン	資源カン	飲料用、缶詰、ペットフードなどの缶(スチール、アルミ缶)	
	資源ビン	資源ビン	飲料用、調理用などのビン(その他化粧品などのビンは燃やさないごみ)	
	資源ペットボトル	資源ペットボトル	飲料用、酒類用、しょう油用、調味料用	
	資源紙	新聞	新聞	新聞、広告、チラシ
		雑誌	雑誌	雑誌、雑がみ(菓子箱など)
段ボール		段ボール	ダンボール箱	
資源布	紙パック	紙パック	牛乳などのパック	
	古着	古着	着られる状態の衣類(制服、作業着、破れているものなどを除く)	
	古布	古布	シーツ、タオル、毛布	
ごみ (5種5分別)	燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ、資源物以外の紙類・衣類・草木、革製品等の燃やせるごみ	
	燃やさないごみ	燃やさないごみ	ガラス、せともの、傘、スプレー缶、小型電気製品、なべ・フライパンなどの金物類、プラスチック製の玩具・バケツ、植木鉢など	
	粗大ごみ	粗大ごみ	原則一辺が60cm以上のもの	
	廃乾電池、ライター	廃乾電池、ライター	乾電池(ボタン型、充電池電池をのぞく)、使い捨てライターなど	
	蛍光管類	蛍光管類	蛍光管と体温計(水銀使用)	

表 2 ごみ処理施設の概要

施設名	受入対象地域	稼動年月	施設規模	場所
①坂戸市西清掃センター	坂戸市			
(焼却施設)		H6. 7	80 t /24 h	坂戸市につさい 花みず木一丁目 5 番地
②坂戸市東清掃センター	坂戸市			
(焼却施設) ※ <sup>1</sup>		S62. 3	70 t /5 h	坂戸市大字赤尾 2, 292番地
(粗大ごみ処理施設)		S57. 3	40 t /5 h	
(廃プラスチック減容化施設) ※ <sup>2</sup>	S61. 10	15 t /5 h		
③坂戸市サツキクリーンセンター	坂戸市			
(一般廃棄物最終処分場)		H5. 3	容量 205, 082m <sup>3</sup>	坂戸市大字紺屋 1, 629番地1

※1 平成18年4月より休止

※2 平成16年4月より休止

表 3 し尿処理施設の概要

施設名	受入対象地域	稼動年月	施設規模	場所
坂戸地区衛生組合坂戸地区衛生センター	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	S47. 5	400kL/日	坂戸市大字上吉田 651-1

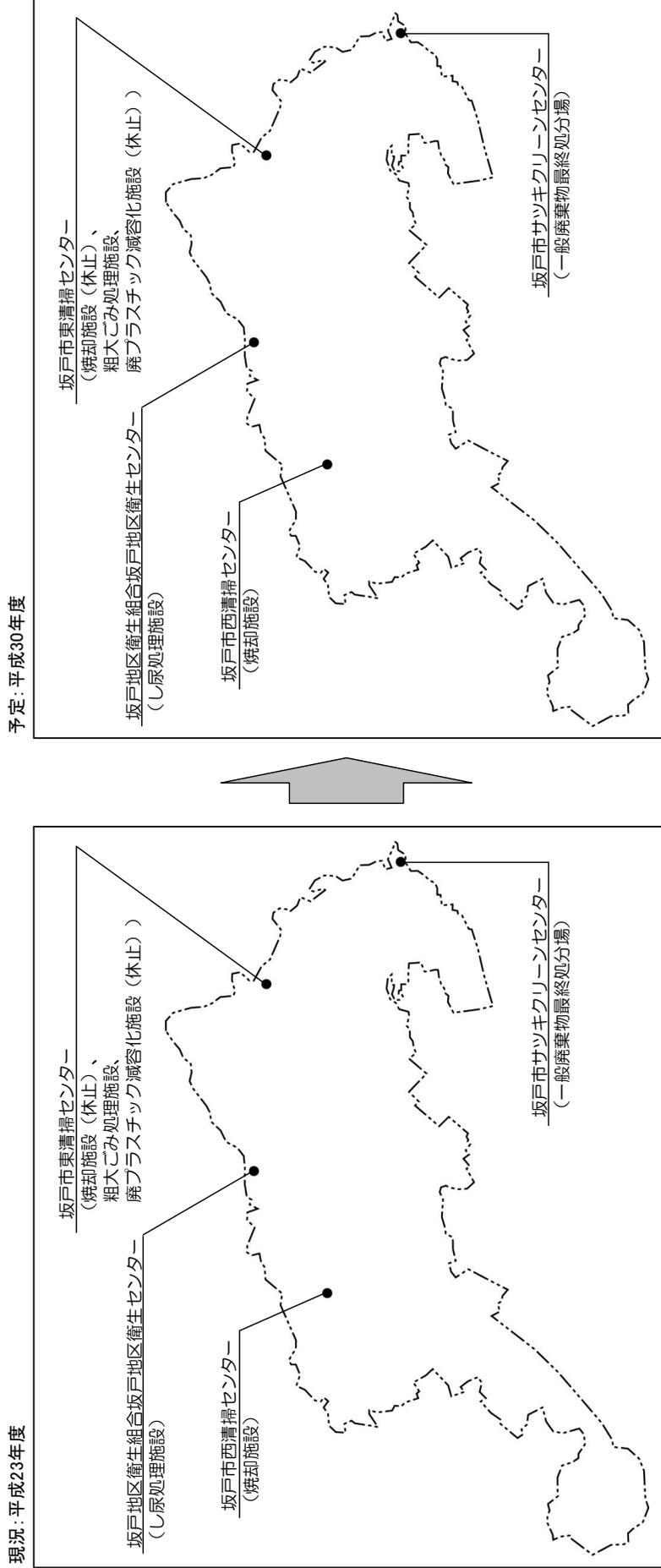


図 1 計画地域内の施設の現況と予定（ごみ処理、し尿処理）